

不在者投票請求書 宣誓書

私は、第24回参议院議員通常選挙（比例代表・選挙区）の当日、下記の事由に該当する見込みであるため、不在者投票を行いたいのので、投票用紙及び封筒を交付されるよう請求します。

次の1から5のいずれかに○を付してください。

1	〔ア. 仕事 イ. 学業 ウ. 地域行事の役員 エ. 本人又は親族の冠婚葬祭 オ. その他（ ）〕 に従事	〔※左のアからオのいずれかに○を付して下さい。オの場合は具体的に記載して下さい。〕
2	1以外の用事又は事故のため、 〔ア. 本市町村以外 イ. 本市町村内（ ）〕 に外出・旅行・滞在	〔※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。イの場合は具体的に記載して下さい。〕
3	〔ア. 疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行困難 イ. 刑事施設等に収容〕	〔※左のア又はイのいずれかに○を付して下さい。〕
4	交通至難の島等（ ） に居住・滞在	（※具体的に記載して下さい。）
5	住所移転のため、本市町村以外に居住	

上記は、真実であることを誓います。

平成 年 月 日

氏名		生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
現住所			
選挙人名簿に記載されている住所	(現住所と異なる場合のみ記載すること)		
投票用紙送付先	(郵送による交付を希望する場合のみ記載すること) 〒 -	電話	

※次の欄は何も書かないで下さい。

不在者投票事務処理簿

投票区	請求	直接・郵便 月 日	請求者職氏名	交付	直接・郵便 月 日
分冊番号					
ページ	投票	投票月日 月 日	点字投票 有・無	不在者投票証明書の交付	
選挙人番号					
該当事由 1・2・3・4・5 郵	票	投票場所	代理投票 1 心身の故障 2 その他	郵便等投票証明書の提示 交付第 号	
名簿照合 印		立会人氏名	補助者氏名	取扱者印	
		送付を受けた月日 月 日			

☆ 投票をするために

期日前投票・不在者投票とは？

投票日に仕事や旅行、レジャーなどの予定がある方、あるいは引越し等で投票当日に“選挙人名簿に登録されている市町村”で投票できない方は、期日前投票又は不在者投票をすることができます。

- 期日前投票は、自分が選挙人名簿に登録されている市町村で行うことができる投票です。期日前投票では、投票日当日とほぼ同じような手続きで投票することができます。
- 不在者投票は、投票日に自分が選挙人名簿に登録されていない他の市町村で行うことができる投票です。
- 期日前投票・不在者投票は告(公)示日の翌日から投票日の前日までの間、行うことができます。
- 投票できる時間は、午前8時30分から午後8時までです。
- 期日前投票所・不在者投票所は、市町村の役所・役場などに設けられます。
- 仕事先、旅行先などの滞在地で不在者投票をする場合は、あらかじめ手続きが必要です。
- 指定病院、指定老人ホームなどの施設における不在者投票もあります。

A 自分が選挙人名簿に登録されている市町村で期日前投票する場合

1. 受付・宣誓書への記入

受付から宣誓書を受け取り、宣誓書に列挙されている期日前投票をする事由の中から、自分が該当するものを選択し、受付に提出します。

なお、入場券が配布されている場合は、入場券を持参してください。

2. 投票用紙の交付

選挙人名簿と照合の後、投票用紙が交付されます。

3. 投票

投票記載台で投票用紙に記入し、投票箱に投函します。

B 仕事先、旅行先などの区市町村選挙管理委員会で不在者投票する場合

1. 投票用紙・投票用封筒の請求

自分が選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、別添の宣誓書に記入して直接又は郵便によって、投票用紙と投票用封筒(外封筒と内封筒)を請求してください。

詳しくは、名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

☆ 裏面もご覧ください。☆

2. 投票用紙・投票用封筒・不在者投票証明書の交付

不在者投票事由があると認められると、投票用紙と投票用封筒のほか、不在者投票証明書が交付されます。不在者投票証明書は、不在者投票証明書用封筒に入っていますが、封筒は開封しないでください（開封すると投票はできません）。

3. 不在者投票を行う方法及び手続き

投票用紙などの交付を受けたら、それを持って告(公)示の翌日から投票日の前日までに（ただし、投票用紙を投票所の閉鎖までに選挙人名簿のある選挙管理委員会委員長へ、さらに投票管理者へ送るので、日数的に余裕をもって早めに、）滞在地の市町村選挙管理委員会に行ってください。

投票をする前に投票用紙、投票用封筒を提示し、不在者投票証明書の入っている封筒を開封しないで提出してください（開封すると投票はできません）。また、あらかじめ、投票用紙に候補者の氏名を記入しないでください（記入してあると投票はできません）。

4. 投票用紙の記載・封入

不在者投票記載場所で投票用紙に記入し、まず内封筒に入れて封をし、さらにその内封筒を外封筒に入れて封をします。なお、この際、外封筒の表面に署名します。

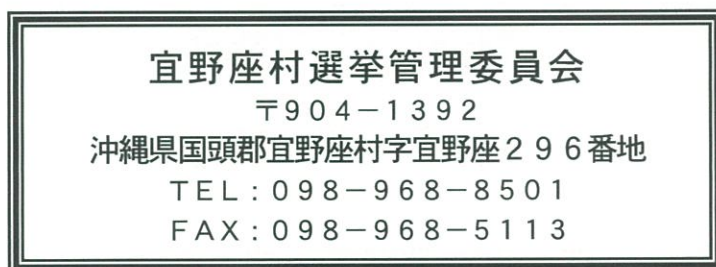
5. 不在者投票管理者へ提出

外封筒に署名をしたら、立会人の署名（または記名押印）を受けて、不在者投票管理者に提出します。

㉔ 指定病院において不在者投票する場合

指定病院、指定老人ホームなどの都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設や法令で定められた施設（監獄など）に入院、入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。

なお、投票用紙などの請求は、入院、入所中の施設の長を通じて行いますが、自分で直接請求することもできます。



☆ 裏面もご覧ください。☆